

秋田県立横手高等学校定時制課程 部活動に係る活動方針

I 活動の基本方針

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行い、学習活動との両立を通じて、充実した学校生活の実現を図る。
- 2 部活動を通して、学習意欲の向上や自己肯定感、自己有用感、責任感、社会性の涵養を図る。

II 指導体制の整備について

- 1 部活動の顧問は、年間・月間の活動計画を作成する。
- 2 活動計画は生徒・保護者へ事前に公表する。
- 3 部活動には原則として複数の顧問を配置する。
- 4 体育館使用割は各顧問同士で話し合い、決定する。

III 具体的な活動の進め方

- 1 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 2 顧問不在時の練習は禁止とする。
- 3 授業第一であり、成績不良や出席状況が好ましくない生徒の活動は制限する。
- 4 活動は平日の午前中、4校時と5校時の間および休業日に行う。
- 5 体罰やハラスメントのない指導に徹する。
- 6 生徒が自主的かつ自発的に活動できるような練習メニューの作成に留意する。
- 7 活動後は顧問の監督の下、使用場所の整理整頓、清掃を行う。
- 8 部活動費用を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

IV 適切な休養日等の設定について

- 1 休養日の設定や活動時間は、次の(1)～(3)を基準とする。
 - (1) 学期中の平日は、原則として週2日以上休養日を設ける。土曜日・日曜日のいずれかは休養日とする。大会参加等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - (3) 1日の活動時間は平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 2 その他
定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。